

国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービスの運用に関する内規

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
制 定

改正 平成 17 年 3 月 22 日
平成 26 年 1 月 28 日
令和元年 9 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立情報学研究所 I L L 文献複写等料金相殺サービス運用細則（以下「細則」という。）に基づき、延滞金等の取り扱い等その運営に必要な具体的事項について定めるものとする。

(延滞金)

第 2 条 細則第 8 条に定める延滞金は、年利 5 パーセントの日割り計算により算出した金額とする。

(支払いを行う金額)

第 3 条 細則第 9 条第 1 項第 2 号に定める所定の額は、1,000 円とする。

(運営費)

第 4 条 細則第 11 条に定める運営費は、次の表に定める額とする。

利用の開始月	運営費	内消費税額
4 月から 6 月まで	6,600 円	600 円
7 月から 9 月まで	4,950 円	450 円
10 月から 12 月まで	3,300 円	300 円
翌年 1 月から 3 月まで	1,650 円	150 円

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。